

名古屋市危機管理計画の改正要旨

I 改定の趣旨

名古屋市危機管理計画は、「災害」、「武力攻撃事態等」、「新型インフルエンザ等緊急事態」及び「その他その及ぼす被害又は社会的影響が相当程度の事件・事故等の事象」により、不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態（以下「危機」という。）への基本的な対処について定めた計画であるが、社会情勢の変化等に伴い頻発化・激甚化する危機に対し、初動対応能力・即応力の向上や危惧される事象ごとの的確かつ迅速な具体性のある対応能力を確保するため、計画を改正する。

II 改定の主な事項

1. 危機管理計画の位置づけの整理

地域防災計画や国民保護計画等の他の計画との関係性を整理することにより、「災害」や「武力攻撃事態」等以外で、「その他その及ぼす被害又は社会的影響が相当程度の事件・事故等の事象（以下「危機事象」という。）」について、危機管理計画を適用する旨を明記。

第1章 第3節 本計画の性格 3頁～4頁

2. 本市が想定する危機事象の整理

社会情勢の変化等を踏まえ、多種多様な危機事象が顕在化するなか、本市において起こり得る危機事象として計画上想定する事象を整理。

第1章 第4節 5頁～6頁

3. 危機事象への対応能力の確保

的確かつ迅速な具体性のある対応能力の確保を目的とした「危機事象対応方針」に関する項目を新設し、計画上想定する事象ごとに、当該事象への対応方針をあらかじめ関係する局室区及び事務局が共同で策定する旨を記載。

第3章 第2節 危機事象対応方針の策定及び修正 17頁～18頁
